東京農工大学学術研究支援総合センター機器分析施設運営規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 第５条　運営小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 ⑴～⑸　（略） ⑹　研究支援課長 ２　（略） （事務） 第８条　分析施設に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究支援課において処理する。	本則 第５条　運営小委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 ⑴～⑸　（略） ⑹　研究・財務戦略部研究支援課長 ２　（略） （事務） 第８条　分析施設に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究・財務戦略部研究支援課において処理する。	

附　則（令和３年４月１日規程第15号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。